

住民訴訟請求権の放棄議決をめぐる法制問題 — 最高裁の2012年4月新判例の研究を主として

兼 子 仁

はじめに

いわゆる4号住民訴訟の係争中に首長等個人への賠償請求権を放棄する議会議決というものをめぐる法制問題を、2012年4月最高裁の新判例を機に、なるべく構造的に論じ、解決策を探ることにしたい。その際に当然、最高裁解釈判旨の妥当な適用課題を詳しく検討することになる。

これまでの諸学説に対しても必要に応じてふれるが、自説の展開を有意味に行なうことを主にしたいと考える。

なお、地方自治総合研究所での判例研究会を経た、上記最高裁判決の「判例研究」に期待している。

1 最高裁の新判例をどう位置づけるか

1-1 住民訴訟請求権の放棄議決の原理的位置づけ

(1) 放棄議決例を最高裁判決事件に見る

- 1) 地方自治法（自治法と略称）242条の2第1項4号により、いわゆる“4号住民訴訟”の第1次として、違法な財務行為に責任を有する首長等個人（当該職員）に対して損害賠償請求等を請求することを、自治体（執行機関等）に義務付ける訴えが規定されている。

ところが、2002（平成14）年の自治法改正の前後から、首長個人あての自治体の損害賠償請求権等（以下たんに賠償請求権と称する）が、地・高裁で判決されたことに不満な自治体が上訴している間に、議会が、自治法96条1項10号に基づく「権利の放棄」として、当該の賠償請求権を放棄する議決を救済的に行なう事例が、かなりの市町村で生じ、学界・実務界とマスコミで論議をよんだ。

“住民訴訟をはばむ裏技”だと新聞で批判がなされていたが（朝日2009年11月6日記事）、裁判所による放棄議決の適法審査にあっては当初、放棄議決により住民敗訴とする高裁判決が出されていた（千葉県K町事件・東京高判平12.12.26＝上告不受理で確定、のち後述の大東市事件・大阪高判平21.3.26）。

2) この状況に対して、高裁判決の反対動向が新段階をつくり出す。

後述する神戸市事件の大阪高判平21.11.27が、放棄議決は「住民訴訟の制度を根底から否定するもの」で「議決権の濫用」だとし、また現さくら市事件の東京高判平21.12.24が、「議会の判断を裁判所の判断に優先させようとするもの」で「三権分立の趣旨に反する」として、いずれも違法無効と判示した。

これは後述する有力学説の支持を受けたのだったが、最高裁第二小法廷の2012年4月新判例によって破棄され、今日的判例法が創り出されることとなった。

新判例は主に三判決で、神戸市事件と大東市事件（上記反対判示の大阪高判も破棄）の最高判平24.4.20と、栃木県旧氏家町（現さくら市）事件の最高判平24.4.23、とである。

三判決に共通する解釈判旨は、放棄議決の適法審査基準として、放棄議決が「裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められる」か否かを挙げるものである。

そして2件の高裁差戻しは、議決裁量における“考慮事情考慮”に関する審理の継続補完を求めている。

3) 三事件の最高裁処理の大方を事件別に確認しておこう。

[神戸市事件] 外郭団体派遣職員給与分補助金等（55億円）追及

神戸地判平20.4.24＝一部違法・市長等過失有責

大阪高判平21.11.27＝市長あて請求権放棄条例の違法無効・市長等有責

最高判平24.4.20＝破棄・自判（議決裁量内適法、市長無過失、市民敗訴）、
1裁判官補足意見

[大東市事件] 非常勤職員退職慰労金（238万円）支給要綱追及

大阪地判平20.8.7＝違法・市長過失有責（専決部課長「重過失」）

大阪高判平21. 3. 26＝放棄議決適法有効、市民敗訴
最高判平24. 4. 20＝破棄・差戻し（裁量考慮審理不尽）、1裁判官補足意見
[さくら市事件] 旧町浄水場用地過大購入金追及
宇都宮地判平20. 12. 24＝違法・旧町長過失有責
東京高判平21. 12. 24＝放棄議決違法無効、市敗訴
最高判平24. 4. 23＝破棄・差戻し（帰責性等の裁量考慮審理不尽）、5裁判
官補足意見

（2）係争中の賠償請求権放棄は4号住民訴訟にいかにかかわるか

- 1) まず前提として確認しておくべきなのは、自治法（96条1項10号）が書く「権利放棄」議決権は、住民代表議会による財務コントロールの一般的権限であって、通常債権の処理等にかかわるものであり、4号住民訴訟で継続審理中の、自治体の首長等個人に対する賠償請求権の放棄議決といったことは、きわめて特殊な場面のはずだ、ということである。

たしかに放棄議決も、議会による代表民主制的財務統制権の行使であり、それが直接民主制の住民訴訟権との対抗関係に立つところと目され、しかもそれが「住民訴訟」の法制構造に深くかかわるため、両者の優劣関係を原理の一律に解釈しきれぬかは、大いに問題はらみであろう。

- 2) 2002年自治法改正以前の4号住民訴訟は、住民が自治体法人に代位して、財務不法行為責任者たる首長等個人に直接賠償請求等をする「代位訴訟」であって、住民訴訟権行使の性質が目立っていた。

それに対して、法改正によって4号住民訴訟の第1次は、住民が自治体（執行機関等）に対して首長等個人に賠償請求権行使をするように義務付ける訴訟とされている（242条の2第1項4号）。

そこで、旧代位訴訟では潜在的であった、自治体の首長等個人あて賠償請求権は、第1次訴訟の争点および効果として形成・確定されるものであり、それだけ、上訴中における放棄議決には、住民訴訟の機能・効果に逆らう度合いが強く表れている（条件づきの放棄議決とはいえ）。

まさにそれ故に、行政法学説の有力な傾向が、放棄議決の原理的な反「住民訴訟」性・違法性を唱え⁽¹⁾、立法上それを制限する法改正を支持する態度を表明していたのだった。筆者もその1人であった⁽²⁾。

しかしながら、こうした原理的問題はらみの放棄議決の合憲性は、事後の司法審査において判定されることもたしかであって、最高裁新判例はそれを現行法上の解決策として打ち出したことになる。しかもこれは、かねての行政法学説の別の潮流と一致しているところなのであった⁽³⁾。

(3) 放棄議決の司法審査と住民訴訟の矛盾的構造問題

なるほど、最高裁新判例の打ち出した議決「裁量権」解釈は、放棄議決の原理的違法論のみを強調するよりも、現行法制的処理の水準を上げることにはなつたと目されるが、新たな矛盾をはらんでいることは後述するとおりである。

そこで、本稿において為すべき検討の第1は、最高裁新判例の正しい内実解釈の詳細な見定めであろう（1-2および2）。

しかし同時に検討課題の第2は、放棄議決で現実的にクローズアップされた、首長等個人の巨大たりうる過失賠償責任制という、4号住民訴訟の矛盾的な法制構造に、解釈上・立法上でいかに対応していくべきか、である。これは、当面における放棄議決裁量審査の中では一部しか取り扱えない事柄で、司法審査外において取りくむべき問題にはかならない（後述3）。しかもたしかに、2002年改組によっても、4号住民訴訟にともなう首長個人の過失巨大賠償義務の問題は全く解消されずに残っているわけである。

-
- (1) 安本典夫「住民訴訟・新四号訴訟の構造と解釈」立命館法学292号（2003年）398-399頁、阿部泰隆「地方議会による地方公共団体の賠償請求権の放棄は首長のウルトラCか(上)」自治研究2009年8月号30頁（首長・議会の善管注意義務違反説）、確井光明『要説 住民訴訟と自治体財務』学陽書房、2002年改訂版187頁、白藤博行「住民訴訟と議会の権利放棄」地域科学研究会刊『住民訴訟と議会と首長』2011年、86頁、斎藤誠「住民訴訟における議会の請求権放棄」法学教室2010年2月号3頁、など参照。
- (2) 兼子仁『変革期の地方自治法』岩波新書、2012年、158-159頁。
- (3) 曾和俊文「住民訴訟制度改革論」法と政治51巻2号（2000年）206頁以下（首長責任限定必要論）、津田和之「住民訴訟と議会による債務放棄」自治研究2009年9月号108頁以下、など。なお、室井敬司・行政法判例設問・法学教室2012年6月号123頁、参考。

1-2 放棄議決に関する「裁量権」解釈と司法審査

(1) 放棄議決「裁量権」の肯認と限界の司法審査制

1) 前記の最高裁三判決に共通する解釈判旨は、こう示されている。

「財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の……経緯、事後の状況その他諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする〔自治法の〕趣旨に照らして不合理であって上記の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、……無効となるものと解するのが相当である。そして、公金の支出等の……違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される。」

この判旨は、その手前で、自治体の権利放棄一般に関する住民代表「議会の裁量権」を語った後に、「住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する議決」についての解釈として示されている。

しかし前述したように、議決裁量権といっても一般的なそれは本件に直接関係ないはずで、住民訴訟請求権の放棄に特化した裁量解釈でなくてはならない。

上記の判旨の文理では、一般議決裁量権のニュアンスから、総合考慮主義の表現になりすぎていると目される。

2) もっとも、放棄議決裁量が事後的に司法審査されることは十分意識され（神戸市事件の最高判、さくら市事件の竹田裁判官補足意見が同旨）、各事件判決においても考慮事情考慮義務の審査が重んじられていること、のちに見るとおりだ。

かくして、がんらい放棄議決裁量権の範囲というものは、各議決理由に関連してさほど広汎になりうるわけではなく、かなり限定的であることをむしろ想定しておくべきなのである（同旨、さくら市事件の須藤裁判官補足意見）。

それにしても、放棄議決が裁量内で有効だと裁判所はそれを前提に首長等あて賠償請求権の内容確定をするわけで、その限りでの議決の裁判拘束性が、最高裁判例の容認したところであると注目しなければならない。

なお、判決ですでに確定された賠償請求権を放棄する議決は、既判力に反対すると解されるが（この場合の再司法審査は別途の住民訴訟の提起に基づく）、係争中の放棄は違法財務に因る賠償請求権の確定を条件とする条件つき議決と解されるの

で、その意味でも異例的である。

(2) 放棄議決裁量の司法審査の基本ポイント

- 1) 司法審査で判定される放棄議決裁量の法的限界は、行政「裁量処分」に関する行政事件訴訟法30条に似た、裁量権の「範囲逸脱」と「濫用」であると公示された。

その「濫用」とは、民事法一般における権利濫用（むしろ裁量範囲逸脱）とは異なり、公的権限を法予定目的外に行使した“目的外・他目的”権限行使と解される。

それに対し権限行使が内容的に法的限界を越え出た場合が、「範囲逸脱」にほかならない。

- 2) 加えて、すでに最高裁の判例上、行政裁量の限界審査の基準解釈として、「考慮すべき事項について考慮」していない措置だったかどうか、が挙げられている（最高判平8.3.8判例時報1564号3頁＝剣道実技の宗教的拒否の公立高専生徒の退学処分等取消し、など）。

そして現に、今回の最高裁判決でも、「考慮されるべき事情について審理を尽くさせるため」として高裁差戻しを判示している（大東市・さくら市事件）。

- 3) そもそも、第1次の4号住民訴訟における司法審査事項は、財務行為の違法性、自治体の損害額（実損）、首長等個人の帰責性・過失有無、および連帯債務の存否、である。

このうちで、財務行為の違法性は本来的な司法審査事項のはずで、議会の適法判断が司法の違法判定を上まわることは本来有りえないはずだろう（この裁量は常に法規裁量）。

地・高裁で違法判定を受けて不服な自治体側は、上訴して適法主張を続けるべきで、放棄議決で違法判定への批判・反発を専ら示そうとするようでは、のちに検証するように、続く司法審査で「濫用」違法と判定されやすいであろう。

それに対して、違法財務に基づく自治体の実損害の程度や、首長等個人の「帰責性」・過失程度については、裁判でも多分に見積りの判定の場合がありえ、そこで自治体議会で、実損額と巨大賠償額にかんがみた首長個人責任の免除・軽減を裁量する余地が全くないではなからう（さくら市事件・古田裁判官補足意見が同旨）。

ただし、「重過失」首長の巨大賠償分の放棄議決の取扱いは、現行法制の矛盾点に深くかかわるので、後述するとおりかなり難問である。

2 最高裁判例をふまえた放棄議決の適法審査の具体的あり方 — 議決理由に即応して

2-1 放棄議決が「濫用」違法と判定される場合

放棄議決裁量の司法審査は、各事件ごとに議決理由に応じてなされる。

この議決理由は、議会審議に際しての提案理由や質疑応答、さらに事後司法審査における証言や書証によって、証拠立てられるので、かなり明らかになりうる。

その場合に、これは今後は控えられるはずだが、専ら地・高裁の財務違法判定に反発しこれを批判する意図を明示しての放棄議決は、かねて前記の高裁判決が指摘した「住民訴訟制度の趣旨に反する」権限濫用として、違法無効と判定されよう（神戸市・大東市事件の千葉裁判官補足意見が同旨）。すでに述べたとおり、こうした係争財務に関する自治体側の適法主張は、ほんらい上訴手続において出すべきものだからである。

もともと、こうした放棄議決は、意識的に議決理由をあいまいにした首長救済的雰囲気になされるかもしれないが、そうした場合にも、議決の経緯や動機・報道にかかわる証拠から、裁量権「濫用」の違法を「推認」されうるものと考えられるのである（さくら市事件の須藤裁判官補足意見が同旨）。

2-2 放棄議決が裁量権の「範囲」内か逸脱かのふり分け

(1) 財務違法にかかる首長等の形式「過失」責任の過大分免責

- 1) 民事の不法行為裁判では概して、被害者救済のため、損害の結果から加害行為の不法性が認められ、「過失」の推定もなされやすいようである。

4号住民訴訟で首長等個人の軽「過失」責任が問われる際にも、財務行為が違法と判定されると、自治体の損害補填のために、財務責任者である首長等個人の軽過失・有責が、かなり形式的ないし自動的に認定されやすかったように目される。

現に、神戸市事件では地・高裁で、違法な補助金支出につき市長過失責任が判決されていた。

それに対し最高判は、市長に「注意義務を怠った過失があったということとはできない」と破棄している。

ここで参考になるのは、それと矛盾するように思えるが、最高判で、市議会の放棄議決に不合理性なく裁量内で適法だと解していることである。

これは、市長過失を簡単に認めた裁判の係属中に、その帰責性を疑問視する放棄議決を合法にしうることの1例証となりえよう⁽⁴⁾。

- 2) つぎに、財務行為そのものの違法でなく、支出原因行政にかかる違法を承継した非財務的違法の場合には、首長等個人の注意義務の質が多様なはずで、首長個人の軽過失が広く認定されるようであると、その帰責性にかかわる裁量放棄の余地も増幅されえよう。
- 3) さらに、談合企業や助成第三セクターなど、連帯債務者の賠償義務履行が後に残る住民訴訟にあつては、連帯責任として判定された首長個人の過失賠償義務については、事業者の債務履行によって自治体の実損害が左右されやすく、その見通しにかんがみ首長個人責任の免除・軽減議決の財政的合理性がありうるであろう。

(2) 再発防止改革ずみで過大賠償分の免責

係争裁判で違法判定を受けた財務行為を制度改革的に是正してしまう自治体があり、これによって住民訴訟の財務改革目的は達せられたことになる。

ただし訴求された損害賠償にかかる既存の自治体損害は残されており、過失首長個人の補填義務を“合理的な範囲に軽減する”議決裁量はありうるように解される。

現に、神戸市事件では、外郭団体職員派遣条例を是正的に改正したことを見ながら、前述のとおり最高判が市長無過失と放棄議決の合理的適法性とを同時に判定したのだった。

また、大東市事件の最高判は、放棄議決の適法審理を差し戻したが、違法な非常勤職員退職慰労金支給要綱の廃止が前提になっている。

(3) 「重過失」違法財務の巨大賠償に対する救済的免責について

これは、大いに有りやすい矛盾的事態である。

けっして芳しくないが、自治体官製談合や第三セクター経営破綻などで、重大な違法財務行為を見逃した首長等が「重過失」ありとされ、しかも巨大賠償義務を判定されている場合である。

(4) 同旨、津田・前掲論文110頁。

有責事情からは救済理由が生じがたいのに、億単位といったあまりに巨大な損害補填責任を問われている首長等個人を政治的社会的に救おうとする議会筋の意向が出てきうる。

ちなみに、大東市事件では、非常勤退職慰労金支給を専決した部課長の「重過失」が地裁で認定され、市長にも指揮監督の過失責任があるとされたが、この件の賠償義務額は僅少であった。

しかし、巨大賠償からの解放と「重過失」責任とはもともと合致しない。

巨大賠償の故に「重過失」首長を救済しようとする議決は、まさに裁量権の範囲逸脱の違法を帯びる場合に当たろう⁽⁵⁾。

ここに含まれている住民訴訟問題は、矛盾的な法制構造にかかわるため、最高裁判例上の裁量審査では十分こなしきれず、別途の立法的取りくみを要するのである。

3 4号訴訟に基づく首長個人の過失巨大賠償責任への対策

3-1 首長個人の軽過失賠償責任制の問題

(1) 4号住民訴訟におけるアメリカ起源の公務員個人責任

1) そもそも「住民訴訟」がアメリカンデモクラシーの一環である“納税者訴訟”を戦後日本に導入したものであることは、公知だ。

それにともない、違法行政の責任を公務員個人の賠償義務に帰せしめる、という英米行政法の伝統的しくみが採られている。

もっとも、しだいに述べていくとおり、株主代表訴訟でも会社役員の個人賠償が追及されるのだが、これは株式会社法制のしくみである。

4号住民訴訟で追及される首長等個人の賠償責任は、広大な違法財務行政にとまなう行政責任なのに、日本の他の一般行政法制とかけ離れている。

2) ドイツ行政法を継受してきた日本行政法制では、国家賠償は行政主体（国・自治体等）責任で加害公務員の対外個人賠償責任はなしとされている（国賠法1条1項、最高判昭53.10.20）。

(5) 同旨、津田・前掲論文112・118頁。

違法財務に基づく自治体の損害の補填をめざす4号住民訴訟は、国家賠償訴訟とは被害関係を異にするが、ほんらい自治体に対する加害者は契約事業者等として存するはずで、公金支出権者である首長等個人を加害責任者と決めつけるべきかは問題なはずであり、日本行政法制の構造的矛盾を示していよう。

(2) 4号訴訟に基づく首長の「過失」責任解釈の問題

- 1) ここで問うている首長の財務「過失」責任制は、つぎの比較しうる関連法制では「重過失」責任制が多いのに対し、異例的である。

第1に、上記国家賠償における加害行為公務員に対する求償（弁償責任）の要件が、故意または重過失と法定されている（国賠法1条2項。「故意または」を略したんに「重過失」と略称する）。

第2に、自治法243条の2第1項に基づく会計職員の賠償責任（現金損失以外）は、「重過失」を要件とし、これは民法の適用除外だと規定されている（同条14項）。

第3に、株主代表訴訟（会社法847条3項）で追及される会社役員の賠償責任も、「重過失」要件と規定されている（同法425条1項）。

- 2) 実は4号住民訴訟で追及される首長等個人の賠償責任が軽過失を要件とすることは、自治法に明記されてはおらず、最高裁の解釈判例に因っているのだ。

最高裁判決（昭61.2.7）において、4号住民訴訟に基づく首長の個人賠償責任の根拠および要件が争われた際に、会計職員への賠償命令に関する自治法243条の2第1項は首長には不適用で、首長責任の根拠は4号訴訟の242条の2第1項4号だとされつつ、これは民法の不法行為責任の特例規定であって民法709条にいう「過失」要件が適用されるのだと解されている。

なお、自治法が4号訴訟で有責とする「当該職員」には、公金支出命令の受任・専決職員が含まれると解され（最高判平3.12.20、平5.2.16など）、さらに資金前渡職員もそれに当たるとされている（同平18.12.1）。これらの職員が過失有責のとき首長には指揮監督過失責任が生じるとも、併せて判示されてきた。本稿でこれまで“首長等個人”と4号訴訟の有責者を表現していたのは、主にその故であった。

- 3) 以上にかんがみて、改めて現行法解釈として、4号訴訟における首長等個人の賠償責任を、“重過失”以上を要件とすべきだという限定解釈論を筆者も表明したい

と考える。

これは、かねて有力学説が唱え⁽⁶⁾、上記最高判（昭61）の原審・東京高判（昭58.8.30）が採用していたのだったが、今日では最高裁判例の変更を求めることになりうるので、早急は期待しにくい。

それだけに、4号第1次訴訟における首長等個人の軽過失認定には慎重さが求められるのである。

3-2 首長個人の巨大賠償義務について

- 1) 4号住民訴訟に基づく首長個人の賠償義務が、ときに億を遥かにこえる巨額に及ぶ実例を生じていることはすでに公知だろう。

そして、住民側勝訴が1割程度であるにしても、自治体側の第1次訴訟敗訴の結果、首長個人および本人死亡後は相続人にとときに莫大な金銭負担をもたらす。

ために、日頃から、団体責任保険（団保）に加入して、賠償を保険金で支払えるように準備する首長等が少なくない。また、巨額賠償の首長等をサポートしようと、有志職員が寄付募金活動を起こす実例も及ばずながら知られている。

- 2) この点で比較対照に値いするのが、株式会社役員の重過失賠償責任にあって、免責の限度が法定され、それが有責賠償額の目安になっていることである。

すなわち、代表取締役等の年給の6倍、他取締役等の同じく4倍（会社法425条1項1号イロなど）が、株主総会の決議で免除した結果の限度額と書かれている。

これは、放棄議決で自治体首長の賠償義務を軽減することが裁量範囲内であるケースにあって、1つの実務目安になりうるように思われる。

3-3 4号住民訴訟の再改正が必要ではないか

- 1) 2009年第29次地方制度調査会の答申が、住民訴訟で「紛争の対象となっている請求権の放棄を制限する」法改正を勧めていたのに⁽⁷⁾、筆者も賛意を表していた⁽⁸⁾。

(6) 確井・前掲書175頁、など。

(7) 岩崎忠「住民訴訟と議会の議決による損害賠償請求権の放棄」地方自治職員研修2012年6月号52頁以下、参照。

(8) 兼子・前掲新書159頁。

しかしながらそれに対して、2012年最高裁の新判例が打ち出した、放棄議決の「裁量権」解釈は、今後に対する自治体議会への実務指針を示したのと同時に、放棄議決裁量を立法的に制限する条文表現の至難さをも明らかにしたように目される。

- 2) それとともに、すでに論じたごとく、一連の放棄議決の動きに潜在していると見てとれた4号住民訴訟の矛盾的構造問題として、首長等個人の過失巨大賠償義務のしくみが、関連法制との比較の見地から、抜本的な改正立法を必要としているように考えられる⁽⁹⁾。

この再立法改革は、2002年改正によって4号住民訴訟（第1次訴訟）に残された構造問題に、より抜本的に立ち入ろうとするものであるから、2002年の改正に住民訴訟権の立場から反対したサイドからは、容易に支持されないであろう。

しかしつぎに要点を整理する再改革立法案では、それなりに住民訴訟権との新たな調整を意図するものなのである。

- 3) すでに論じてきたところを集約して、つぎの4項目の改革立法案を提起できる。

- ① 自治法242条の2第1項4号に、首長等に対する損害賠償請求の要件として「重過失」以上の場合を追加する⁽¹⁰⁾。

これにより最高判（昭61）の解釈を変更するのか、それとも民法の特則規定にとどまるのかは、解釈によろう。

- ② 首長等が免責になる場合にも、原因財務行為が違法と判定されているときは「違法宣言」を判決主文として付記すべきこととする（これに従って違法な財務制度は改廃されなければならない）。

- ③ 首長等有責の場合、損害賠償請求額の限度を、報酬・給与年額の4倍（首長）、2倍（部局長）と定める⁽¹¹⁾。

株主会社役員に対する株主総会免責の要件に倣らい、議会による放棄議決の限度の定めであり、住民訴訟効果は財務違法の判定で挙げられていると目する（4倍は首長任期4年を目安にしている）。

- ④ 自治体として連帯賠償義務者や不当利得返還義務者に対する請求に努め、首長

(9) 同旨、曾和・前掲論文226頁以下。

(10) 同旨、曾和・上掲227・239・253頁。

(11) 阿部泰隆「地方議会による地方公共団体の権利放棄議決再論——学説の検討と立法提案」自治研究2009年11月号34頁は、「事件ごとに年収の2倍を超える分」の免責を定める提案をしている。これは裁判判決の要件をも成そう。

等賠償外に実損害を少なくする責務を定める。

この法改正案は、法制上の矛盾構造を直視しながら、地域自治における4号住民訴訟のメリットを損なわずにデメリットを大幅に緩和し、議会・首長が放棄議決に頼るのを防ぐことをめざすものである。

(かねこ まさし 東京都立大学名誉教授)